

令和6年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和6年4月
国土交通省物流・自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和5年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いている。大型バスにおいても、少數ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下、協議会）及び自動車関係15団体（別紙2）で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」（以下、連絡会）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、特に令和6年9月1日（日）から9月30日（月）までの1ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮して運輸局（沖縄総合事務局を含む）又は運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む）ごとに地方独自強化月間を1ヶ月間設定（別紙3）し、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実

施方法についての啓発

- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

運輸局又は運輸支局は、上記1.に加え、地域の実情に応じた地方独自の取組内容を設定するよう努める。

第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- (1) イベント等の開催
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (3) 講習や無料点検等の実施
- (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
- (5) 出前講座等の実施

2. 使用者に対する調査・指導等

- (1) 街頭検査等での啓発・指導
- (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等
- (3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

第6 実施運営

1. 本省は、運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 運輸局又は運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。併せて、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インター

- ネットを活用したアンケートを実施する。
2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
- ① 本運動の関心度について、アンケート調査、ウェブサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により効果を測定する。
 - ② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により効果を測定する。
 - ③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。
3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等について、過去に収集されたものも含めて適宜検討する。

第8 報告

- 1. 運輸局は、地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和6年6月末までに国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。
- 2. 運輸局並びに協議会及び連絡会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに、国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。

自動車点検整備推進協議会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（事務局）
2. 一般社団法人 日本自動車工業会
3. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
4. 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
5. 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
6. 日本自動車輸入組合
7. 一般社団法人 日本自動車連盟
8. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
9. 公益社団法人 日本バス協会
10. 公益社団法人 全日本トラック協会
11. 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
12. 一般社団法人 全国レンタカー協会
13. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
14. 全国石油商業組合連合会
15. 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
16. 公益財団法人 日本自動車教育振興財団
17. 一般社団法人 日本損害保険協会
18. 全国共済農業協同組合連合会
19. 全国労働者共済生活協同組合連合会
20. 一般社団法人 日本自動車部品工業会
21. 全日本自動車部品卸商協同組合
22. 全国自動車電装品整備商工組合連合会
23. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
24. 一般社団法人 電池工業会
25. 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
26. 日本自動車車体整備協同組合連合会
27. 全国タイヤ商工協同組合連合会
28. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
29. 全国自動車部品販売店連合会
30. 一般社団法人 日本自動車部品協会
31. 全国オートバイ協同組合連合会

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車工業会
(いすゞ自動車(株)、UD トラックス(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株))
2. 公益社団法人 全日本トラック協会
3. 公益社団法人 日本バス協会
4. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
5. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
6. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
7. 全国タイヤ商工協同組合連合会
8. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
9. 全国石油商業組合連合会
10. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
11. 日本自動車輸入組合
12. 一般社団法人 日本自動車機械工具協会
13. 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
14. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
15. 日本自動車車体整備協同組合連合会

令和6年度「自動車点検整備推進運動」強化月間の設定時期		
運輸局	管轄県	強化月間
北海道運輸局	北海道内	10月
東北運輸局	青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	10月
関東運輸局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、千葉県、東京都	10月
北陸信越運輸局	新潟県、長野県、富山県、石川県	10月
中部運輸局	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、福井県	10月
近畿運輸局	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県	10月
中国運輸局	鳥取県、島根県、岡山県、山口県、広島県	10月
四国運輸局	愛媛県、香川県、徳島県、高知県	10月
九州運輸局	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	10月
沖縄総合事務局	沖縄県	10月

別添

自動車点検整備推進運動の実施細目

令和6年6月
国土交通省関東運輸局

自動車点検整備推進運動の実施要領に定める自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）及び関東運輸局、管内各運輸支局並びに管内各自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）が実施する内容は、次のとおりとする。

関東運輸局においては、10月の地方独自強化月間の重点項目を令和6年度「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」（令和6年4月22日国自整第25号の5）別添の実施要領、第4の1、（1）から（3）まで及び自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施の促進と定める。

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

1. 強化月間（9月及び10月）における運輸局・運輸支局等実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	<p>① イベント開催予定地（自動車なんでも相談窓口等の協議会等構成団体の地方組織が開催するイベントを含む。）の運輸局及び運輸支局等は、イベント（登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。以下同じ）が円滑に開催されるようバックアップする。</p> <p>なお、イベント名称には、「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。</p> <p>② 自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て、別紙1のとおり「自動車点検整備推進デー」と題するイベントを開催し、本運動の積極的な推進を図る。</p> <p>③ 「自動車点検整備推進デー」等の機会を活用して、別紙2のとおりアンケート調査を実施する。</p>
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	<p>① 国土交通省で作成するポスターを窓口など来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者等に対し点検・整備の必要性や重要性について啓発する。</p> <p>なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。</p>

	<p>また、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む）の利用（特に、10代から30代の若者世代を焦点） ・啓発ツッペン及びのぼりの利用 ・公共施設、競技場等の掲示板の利用 ・国土交通省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用 <p>② 国土交通省から、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、協力を要請しているポスターの掲示及びチラシの設置について、特に必要と判断した場合は、直接要請する。</p> <p>また、各団体で発行する広報誌や回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。</p> <p>③ 令和3年10月から追加された新点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。</p> <p>④ 協議会及び連絡会並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。</p> <p>⑤ 所属職員等（可能であれば来訪者も含む）が所有する自動車の確実な点検・整備の実施を呼びかける。</p>
(3) 講習等の実施	協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力するとともに、講習等の依頼があった場合は積極的に対応を行う。
(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発	<p>① 整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用し、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。</p> <p>この場合において、別紙3の資料や連絡会構成団体が製作したツール等を活用する。</p> <p>また、自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。</p> <p>さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「関東地域事業用自動車安全施策2023」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策」（以下「車輪脱落事故防止緊急対策」という。）に基づく適切なタイヤ交換作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示し、整備管理の徹底を図る。</p> <p>② タイヤ専業事業者に対し、別紙4のとおり適切なタイヤ交換作業、タイヤ交換後の増し締め実施及び大型車の車輪脱落事故防止等を啓発する。</p>

(5) 出前講座等の実施	<p>協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に起き、別紙3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備も必要性や重要性の説明に加えて、エコ整備などを盛り込んだ内容の出前講座を行うよう努める。</p> <p>また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と方法に加えて、自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。</p>
2. 使用者に対する調査・指導等 (1) はがき等による点検整備実施状況の調査・指導等 チラシ等配布による自家用乗用車（マイカー）の日常点検の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ① 前検査でユーザー車検を行う使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。 なお、別紙5のとおり事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対しては、事前の周知を行ったうえで、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う。 ② 不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する自動車の使用者に対しはがきを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。 ③ 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄や検査標章裏面に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、使用者へ周知する。 ④ 確実な点検・整備の励行を促進するため、継続検査時において最長の間隔で行うべき定期点検が実施されておらず、加えて劣化又は摩耗による保安基準の不適合が確認された場合に、使用者に対して、点検等の勧告を発動する。 また、点検等の勧告を行った場合には、自動車検査証備考欄に指導履歴を記載し、使用者へ周知する。 ⑤ 前検査で自家用乗用車（マイカー）のユーザー車検を行う使用者に対し、検査窓口等において、別紙6のチェックシート等の配布により、定期点検に加え、日常点検についても、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。
(2) 街頭検査等での啓発・指導等	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓發を行う。 冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査等を実施し、別紙7のとおり車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓發を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動を実施する。 ② 街頭検査において、前面ガラスの点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄（記入欄・余白を含む。）及び検査標章裏面の点検実施状

	<p>況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検整備の確実な励行の指導に加え、自家用乗用車（マイカー）の日常点検についても、別紙6のチェックシート等の配布により、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。</p> <p>なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示をする。</p> <p>③ 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策2.(2)に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。</p> <p>④ 協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備 ・特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備
3. 地方独自の実施事項等	協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を企画する。

2. 強化月間（9月及び10月）における協議会・連絡会構成団体実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	<p>① 地方でイベントを開催し、点検・整備を啓発するための周知活動を行う。なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込まれる日時、場所や催し内容に考慮することが望ましい。</p> <p>② 「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等のイベントを行うなどして、点検・整備の実施方法及びその必要性について周知する。</p> <p>③ 新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、自動車部品の劣化・摩耗状態を視覚的に訴え、日頃の点検・整備の必要性を啓発する。</p> <p>④ 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事事故例及び経済的負担事例等に交えて、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</p> <p>⑤ 長期使用車両のユーザー等に対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p>

	<p>⑥ 「マイカー点検教室」等の開催においては、点検・整備に関する実技講習として、点検・整備の実施方法等を使用者等へ説明するとともに適切な保守管理を促す。</p> <p>⑦ 各イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない使用者にもイベントの効果が波及するよう努める。</p> <p>⑧ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。</p>
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	<p>① 国土交通省で作成するポスター、チラシ等を整備工場、販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置く又は配布して、来訪者に広報する。</p> <p>② 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、別紙3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。</p> <p>③ 国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。</p> <p>なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。</p> <p>④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</p> <p>なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。</p> <p>⑤ ウェブサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようとする。</p> <p>⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌およびホームページ等を利用して、傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p> <p>⑦ 特定整備事業者又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた使用者に対して、ハガキ等により定期点検の実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。</p> <p>⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の確実な実施を図る。</p> <p>⑨ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。</p> <p>⑩ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。</p>

	⑪ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。
2. 使用者に対する調査・指導等	<p>① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。</p> <p>② バス事業者及び貨物運送事業者等の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。</p> <p>③ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とした、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。</p>
3. 地方独自の実施事項等	<p>協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸局又は運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。</p> <p>なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。</p>

3. 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

実施事項	実施機関	実施細目
1. 地域イベントの開催	都県整備振興会、自販連都県支部、J A F都県支部、都県タイヤ商工協同組合	<p>a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。</p> <p>b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。</p> <p>c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</p>
2.マイカ一点検教室等の開催	都県整備振興会	<p>マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者等の保守管理意識の高揚を図る。</p> <p>その際、先進安全技術の不具合作動事例や点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、点検・整備の必要性や重要性を訴える。</p> <p>また、大型自動車の使用者等にも点検・整備を実施するよう啓発に努める。</p>
	自販連都県支部	<p>自動車点検整備推進運動の強化月間ににおける新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。</p> <p>また、大型自動車の使用者等にも啓発するように努める。</p>
	J A F都県支部	マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者等の保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示	自動車機構	庁舎・検査場内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	軽検協	事務棟・検査棟内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	自販連都県支部	社屋、店舗等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県整備振興会	社屋、整備工場等を訪れる自使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	J A F都県支部	各支部を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	県自家用協会	県自家用自動車協会を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県バス協会、 都県トラ協会、 都県タクシー協会	社屋、待合室、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県レンタカー協会	社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県タイヤ商工協同組合	店頭等の使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	事故対	主管支所等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
4. チラシの配布	J A共済都県本部、 全労済都県本部	支店等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	事故対	運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	自動車機構	a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、運輸支局等と連携して、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	軽検協	a) 事務棟・検査等に備え置き、検査受検等に来訪した使用者等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。
5. フライヤーの配布	自販連都県支部、 都県軽自協、 都県中販協、	a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。

		b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。
都県整備振興会		<p>a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p> <p>また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。</p> <p>b) 都県整備振興会で開催するマイカ一点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。</p>
J A F都県支部		<p>a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて使用者等に周知する。</p> <p>特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施の使用者等に対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。</p> <p>b) 各支部で開催するマイカ一点検教室等を活用して、参加者に配布して、点検・整備の必要性を周知する。</p>
県自家用協会		県自家用自動車協会に備え置く又は配布し、使用者等に点検・整備の必要性を周知する。
J A共済都県本部、全労済都県本部		店舗等の窓口に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性を周知する。
5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）	都県整備振興会	<p>a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、点検・整備の必要性を訴えていく。</p> <p>b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。</p>
	自販連都県支部、都県軽自協	マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	各関係団体	<p>本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。</p> <p>その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。</p>
6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示	自動車機構	啓発ワッペンの着用を行うとともに、運輸支局等と連携して庁舎・検査場を訪れる来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	軽検協	啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	都県整備振興会	整備振興会、整備工場及びマイカ一点検教室等を訪れる来訪者等の目につきやすい箇所に掲示する。

		その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴを使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。
	都県バス協会	乗合バス車両の前面に横断幕を掲示すること等により、自動車点検整備推進運動の周知に努める。
7. ハガキの送付等	軽検協	前検査を受検した使用者に対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況を調査する。
	自販連都県支部等	販売店では、定期点検の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検の実施について呼びかける。
	都県整備振興会	整備工場では、定期点検の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検の実施について呼びかける。
8. その他	関係団体	<p>a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図る。</p> <p>b) 社屋、営業所等における館内放送等で、所属職員にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。</p> <p>c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。</p>

「自動車点検整備推進デー」実施要領

1. 実施日

運輸支局は、原則として、点検整備推進運動の全国統一強化月間の9月及び地方独自強化月間の10月の2ヶ月間に、自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て、「自動車点検整備推進デー」(以下「推進デー」という。)と題するイベントを開催し、本運動の積極的な推進を図るものとする。

2. 実施場所

運輸支局の管轄地域内に、適切な場所を選定して実施するものとする。

なお、実施場所の選定にあたっては、できるだけ一般使用者が集まりやすく「推進デー」を効果的に実施できる場所とするよう努めること。

3. 実施事項

地域の実情等を勘案しつつ、可能な限り次の事項を実施するものとする。

- (1) 自動車なんでも相談窓口の開設（点検・整備、検査、登録関係を主体とした総合的な相談窓口）
- (2) マイカーポイント検査教室等の開催
- (3) マイカー無料点検の開催
- (4) チラシ等の配布による点検・整備の啓発
- (5) アンケート調査の実施
- (6) サポカー、超小型モビリティ及びチャイルドシートの展示等
- (7) その他本運動の目的に沿ったイベント

4. 広報

- (1) 都県、市町村等の地方公共団体、自動車関係団体及びマスメディア等の協力を得て、「推進デー」の広報に努めること。
- (2) 駅、運転免許センター等多くの使用者が利用する場所において、自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」及び「推進デー」の広報に努めること。
- (3) 「推進デー」実施当日は、開催場所及びその付近に「推進デー」実施中の掲示、「自動車点検整備推進運動」の看板、垂れ幕及びポスターの掲示等の他、来場者にチラシを配布するなどして広報に努めること。

5. アンケート調査

点検・整備に関する使用者の意識等を把握するとともに、本運動を効果的に展開していくための検討材料を得ることを目的として、一般来場者を対象に別紙2のとおり自動車点検整備推進運動アンケート(以下「運動アンケート」という。)調査

を実施すること。

6. 計画及び結果の報告

(1) 実施計画の報告

「推進デー」の他、強化月間以外の月に行うイベントがあれば当該イベントの実施計画を策定し、様式1により、令和6年8月30日（金）までに自動車技術安全部整備課あて電子メールにて報告すること。

(2) 実施結果等の報告

(1)の実施結果については様式2にとりまとめ、令和6年11月15日（金）までに自動車技術安全部整備課あて電子メールにて報告すること。

「自動車点検整備推進デー」等の実施計画報告

運輸支局

1. 「自動車点検整備推進デー」

(1) 実施日・実施場所等

実施日	実施場所	展示物	出動予定人員	備考
			人 (内訳) 支 局 人 関係機関 人 関係団体 人	

(2) 協力関係団体等名

① _____ ② _____ ③ _____
 ④ _____ ⑤ _____ ⑥ _____

(3) 実施事項

① _____ ② _____ ③ _____
 ④ _____ ⑤ _____ ⑥ _____
 ⑦ _____ ⑧ _____ ⑨ _____

2. 広報活動等

(1) 実施日・実施場所等

実施日	実施場所	出動予定人員	備考
		人 (内訳) 支 局 人 関係機関 人 関係団体 人	

(2) 協力関係団体等名

① _____ ② _____ ③ _____
 ④ _____ ⑤ _____ ⑥ _____

(3) 実施事項

① _____ ② _____ ③ _____
 ④ _____ ⑤ _____ ⑥ _____

「自動車点検整備推進デー」等の実施結果報告

運輸支局

1. 実施日・実施場所等

実施日	実施場所	展示物	来場者数	出動人員
			人 人	人 (内訳) 支局 関係機関 関係団体 人 人 人

2. 事前広報活動

実施内容及び回数等

3. 実施事項

(1) 自動車なんでも相談窓口

相談來訪者	主な相談内容と相談件数	備考 (特記事項)

(2)マイカー点検教室

実施回数	受講者数	講習時間	備考【講師人數、特記事項等】

(3)マイカー無料点検

実施回数	点検台数	実施結果の感想、意見等

(4)チラシの配布枚数

配布枚数	配布場所	備考（特記事項等）

(5)その他の実施事項

実施項目	実施状況	備考（特記事項等）

令和6年度自動車点検整備推進運動 アンケート調査実施要領

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

記

アンケート調査の実施方法

(1) 調査期間

全国統一強化月間の9月及び関東独自強化月間の10月中を基本とするが、可能な範囲内で年間を通じて取り組むこと。

(2) 調査対象

一般の自動車ユーザー、自動車整備関係者

(3) 調査方法

① 別紙2別添1のQRコードを調査対象者に読み取ってもらい、インターネット上で回答してもらうことで調査を実施する。なお、過去の調査票は使用しないようご注意下さい。

② 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努める。

③ これまでと同様、自動車点検整備推進デー、運輸支局等の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施する。

(4) 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、国土交通省物流・自動車局自動車整備課にて行います。

令和6年度「自動車の点検・整備に関するアンケート」のお願い

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

下記QRコードより、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。



<https://forms.office.com/r/0xZ8jFqya8>

設問数：最大18問 所要時間：最大10分程度

令和6年度「自動車の点検・整備に関するアンケート」のお願い

このアンケートは、自動車のメンテナンス（点検や整備）に関するアンケートです。是非ご協力ください。

1. 自動車ユーザーは、「車検」の他に法律で自動車の点検・整備による適正な状態の保持が義務付けられていることをご存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかつた

2. 自動車ユーザーは、法律で走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期（洗車・給油時、長距離走行前）に「日常点検整備」の実施が義務付けられていることをご存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかつた

3. 「日常点検整備」を実施していますか。

1. 乗る前にする 4. 日常点検を実施しない理由を教えてください。【複数回答可】
 2. 時々する 1. 面倒だから 2. 車の性能がよく、トラブルが起きないとと思うから
 3. 全くしない 3. 知識がないから 4. 新車を購入したばかりだから 5. 定期点検をしているから
 6. 車検を受けたばかりだから 7. その他（具体的に：_____）

5. 自動車ユーザーは、法律で一定期間毎（自家用乗用車は1年毎）に「定期点検整備」の実施が義務付けられていることをご存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかつた

6. 「定期点検整備（一定期間ごとの点検）」を実施していますか。

1. 必ず実施（自家用乗用車は1年ごと）している
 2. 車検の時（自家用乗用車は2年に1回）に実施している
 3. 全く実施していない

→ 7. 定期点検を必ずしも実施しない理由を教えてください。【複数回答可】

1. 面倒だから 2. 日常点検をしっかりしているから 3. 新車を購入したばかりだから
 4. 時間がないから 5. お金がかかるから 6. 車検を受けているから
 7. その他（具体的に：_____）

8. (7. で回答「5」とした方) 車検のとき以外の定期点検整備では、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料が、かからないことをご存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかつた

9. 最近1年間に、車を運転していて、次のようなトラブルを経験したことありますか。

1. タイヤのパンク・バースト 2. ランプ類の故障 3. バッテリ上がり
 4. エンジンの焼き付き 5. オーバーヒート 6. ブレーキ不良 7. ベルト切れ
 8. その他（具体的に：_____） 9. 特にトラブルは経験していない

10. 「自動車点検整備推進運動」をご存知でしたか。

1. 知っていた 2. 聞いたことはあつた 3. 知らなかつた

11. 定期点検が確実に実施されるためには、どのような対策が必要と考えますか。【複数回答可】

1. 定期点検をしなかつたときのペナルティーを設ける 2. 気軽に参加できるイベント、点検教室をもっと開催する
 3. 定期点検の必要性を積極的に啓発する 4. 整備工場から定期点検時の点検費用と作業内容を案内する

5. 整備工場から定期点検時期の案内する 6. その他(具体的に:)

12. 参加されたイベント名を教えてください (イベントに参加されている場合のみ)。
(イベント名:)

13. このイベントに参加されたきっかけを教えてください (イベントに参加されている場合のみ)。

1. 点検・整備に興味があった
2. イベントに興味があった
3. たまたま通りがかった
4. 友人に誘われた
5. その他 (具体的に: _____)

14. このイベントに参加して、点検・整備が必要だと感じましたか (イベントに参加されている場合のみ)。

1. 感じた
2. 感じなかつた

●最後に、あなた自身のことについて、お聞かせください。

15. 性別 1. 男性 2. 女性

16. 年齢 1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60歳以上

17. 所有自動車【複数選択可】 1. 四輪自動車 2. 二輪自動車(車検有) 3. その他自動車 4. 所有無し

18. イベントへの参加 1. 1回目 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目以上 5. 参加経験無し

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付、国自整第196号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付、国自整第322号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付、国自安第249号、国自整第365号）

・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月 プレス資料）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付、国自安第268号、国自整第393号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月 プレス資料）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付、国自整第16号、国自安第6号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月 プレス資料）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付、国自安第58号、国自整第76号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月 プレス資料）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付、国自整第127号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月 プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付、国自整第315号）
・「『貸切バス予防整備ガイドライン』を策定しました。」（平成29年3月 プレス資料）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付、国自整第398号）
	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付、国自整第213号）

・事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施（令和2年10月30日プレス資料）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について（令和2年10月30日付、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号）
・事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故（令和2年12月15日プレス資料）	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ ～大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します～（令和3年10月1日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について（令和3年9月30日付、国自安第88号、国自旅第250号、国自貨第57号、国自整第152号）
・大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！ ～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～（令和4年2月18日）	—
・大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！（令和4年9月30日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について（令和4年9月30日付、国自安第84号、国自貨第83号、国自整第149号）
・大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！（令和4年10月14日）	—
・「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」の中間取りまとめを公表します ～今後の大型車の車輪脱落事故防止対策のあり方について～（令和4年12月27日）	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（令和5年9月29日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について（令和5年9月29日付、国自安第75号、国自貨第83号、国自整第122号）

・車に関わる全ての皆様へお願ひです
(令和5年12月26日)

一

タイヤ専業事業者への啓発活動の実施要領

1. 啓発活動の実施方法

(1) 啓発時期

原則として、自動車点検整備推進運動の強化月間（関東運輸局の独自強化月間である10月）に実施する。

(2) 啓発対象

一般社団法人日本自動車タイヤ協会や全国タイヤ商工協同組合連合会の地方組織（以下「協会・協同組合等」という。）に加盟している事業者等を対象とし、自動車技術安全部整備課（以下「整備課」という。）が一般社団法人日本自動車タイヤ協会、協同組合等の協力を得て選定した、大型車のタイヤ交換作業を実施するタイヤ専業事業者等とする。

(3) 実施方法

- ① 原則として、一般社団法人日本自動車タイヤ協会、協同組合等の協力を得て、タイヤ販売店等への訪問又は集合形式の講習等で実施する。
- ② 大型車の車輪脱落事故防止のチラシ等を活用し、事業者等に対して車輪脱落事故緊急対策に基づくタイヤ交換時の適切な作業・確認及びタイヤ交換後の増し締め等について啓発を行う。
- ③ 訪問にて実施する場合には、②に加えて、別表1（現地調査票）を用いて事業者等から作業内容及び車輪脱落事故防止に係る取組み状況等について聞き取りを行うとともに、作業場において作業・確認方法やトルクレンチの使用方法等を確認する。
- ④ 講習等で実施する場合には、②に加えて、別表2（アンケート）を用いて、作業・確認方法やトルクレンチの使用方法等を確認する。

2. 調査結果等の報告

別表1及び別表2について、原本を令和6年11月29日(金)までに整備課あてに送付する。

3. その他

啓発活動は運輸局及び運輸支局が連携して行うこととし、事業者等の了解の上で実施することとする。

タイヤ専業事業者に対する現地調査票

実施日 令和 年 月 日

事業者名	
対応者名	
調査員名	

※ 調査は実態を把握するものであって、不備等を指摘し関係法令の罰則等を課すものではないことに留意する。

聞き取り調査内容

△	聞き取り項目	回答	備考
1	大型車の使用者等に対し て、車輪脱落事故防止のた めの5つのポイントについて 周知していますか	チラシ等使用して周知 口頭で周知 周知していない わからない その他()	
2	タイヤ交換作業を行うための 手順書等を定めて作業を実 施していますか	手順書を作成済み 経験者からの口頭指導で実施 特になし わからない その他()	
3	ホイール・ボルトの状態の確 認・清掃等は行っていますか	必ず行っている 依頼があった場合のみ行つ ている 行っていない わからない その他()	
4	ISO方式のホイールのホイー ル・ボルトやナットねじ部・摺 動部の潤滑剤は塗布してい ますか	必ず行っている(メーカー品・汎 用品) 依頼があった場合のみ行つ ている 行っていない わからない その他()	
5	インパクトレンチを用いてホ イール・ナットを締め付ける際 に、締め過ぎに注意し、最 後にトルクレンチを使用して必 ず規定トルクで締め付けてい ますか	トルクレンチで締め付け (手動・電動) インパクトレンチで締め付け 人間の感覚で締め付け わからない その他()	

6	ホイール・ナットへのマーキングやホイール・ナットマーク(インジケータ)の施工等を行っていますか	必ず実施 依頼があれば実施 実施していない わからない その他()	
7	使用者等に増し締めの必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促していますか	書面で促している 口頭で促している 増し締めは自社で実施している 促していない わからない その他()	
8	トルク・レンチの校正は行っていますか	行っている(年毎に実施) 必要だが行っていない 行っていない わからない その他()	
9	タイヤ交換作業員数、タイヤ交換場所(入庫or出張)の割合、トルク・レンチの保有数、トルク・レンチの校正の有無		
10	その他(聞取項目、特記事項等)		

タイヤ専業事業者に対するアンケート

記入日 令和 年 月 日

イベント名 会場名	
--------------	--

※ 調査は実態を把握するものであって、不備等を指摘し関係法令の罰則等を課すものではございません。

アンケート内容

アンケート項目	回答(該当項目に○)	備考
1 大型車の使用者等に対して、車輪脱落事故防止のための5つのポイントについて周知していますか	チラシ等使用して周知 口頭で周知 周知していない わからない その他()	
2 タイヤ交換作業を行うための手順書等を定めて作業を実施していますか	手順書を作成済み 経験者からの口頭指導で実施 タイヤメーカーのマニュアルを使用 特になし わからない その他()	
3 ホイール・ボルトの状態の確認・清掃等は行っていますか	必ず行っている 依頼があった場合のみ行っている 行っていない わからない その他()	
4 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールがあった場合には交換を行っていますか	実施している 錆びたものを見たことがない 依頼があれば実施 実施していない わからない その他()	
5 ISO方式のホイールのホイール・ボルトやナットねじ部・摺動部の潤滑剤は塗布していますか	必ず行っている (メーカー品・汎用品) 依頼があった場合のみ行っている 行っていない わからない その他()	
6 ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用していますか	使用している 装着されているものをそのまま使用している 気にしていない わからない その他()	

裏面にもご協力お願いします。

7	インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際に、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けていますか	トルクレンチで締め付け (手動 ・ 電動) インパクトレンチで締め付け 人間の感覚で締め付け わからない その他()	
8	ホイール・ナットへのマーキングやホイール・ナットマーク(インジケータ)の施工等を行っていますか	必ず実施 依頼があれば実施 実施していない わからない その他()	
9	使用者等に増し締めの必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促していますか	書面で促している 口頭で促している 増し締めは自社で実施している 促していない わからない その他()	
10	トルク・レンチの校正は行っていますか	行っている(年毎に実施) 必要だが行っていない 行っていない わからない その他()	
11	国交省が作成した大型車の車輪脱落事故防止対策の安全啓発ビデオ(Youtube国土交通省公式アカウント)は知っていますか	知っている (視聴した、視聴していない) 知らない	安全啓発ビデオのQRコード 
特記事項			

事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の
3ヶ月定期点検整備実施状況の確認・指導実施要領

1. 確認・指導対象者

前検査でユーザー車検を受検する事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者（以下「受検者」という。）。

2. 実施期間

全国統一強化月間の9月及び関東独自強化月間の10月の2ヶ月間を実施期間とする。なお、実施期間中は、点検整備の実施状況等を確認している旨の掲示を行うなど、受検者への協力を呼び掛けるものとする。

3. 確認・指導の実施方法

(1) 点検整備記録簿の確認の実施

検査の受付時等において、受検者に対し、直近の3ヶ月定期点検時の点検整備記録簿の提示を求め、定期点検整備の実施状況の確認を行うものとする。

(2) 点検整備記録簿の備え付けに係る指導

点検整備記録簿の提示について協力が得られなかった受検者に対しては、本確認が任意によるものであることに留意しつつ、点検整備記録簿の車両への備え付けが使用者の義務であることを伝える。

(3) 点検整備未実施者に対する指導

確認の結果、直近の3ヶ月定期点検整備が実施されていない者に対しては、検査に係る点検整備を実施していない者に対して行っている普段の指導に加えて、点検整備推進運動のチラシ等を手渡すなどして、点検整備の必要性を説明するとともに、速やかに点検を実施するよう強力に指導する。

(4) 点検整備未実施者の情報伝達

3ヶ月定期点検整備が実施されていない情報は、運送事業者監査の際の参考となるよう登録番号等を保安担当者に伝達する。

なお、事務所で受検した場合の受検者情報の伝達方法については、支局と事務所とで調整を行い、適切に行われるよう努めること。

4. 確認結果の報告

運輸支局は、定期点検整備の実施状況の確認結果（運輸支局管内の各自動車検査登録事務所分を含む。）をとりまとめ、別表1及び別表2により、令和6年11月15日（金）までに自動車技術安全部整備課あて電子メールにて報告すること。

別紙5_別表1

令和6年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した事業用自動車の3ヶ月点検整備実施調査(全国統一強化月間(9月))

○○運輸支局

運輸支局	ユーザー車検を受検した事業用自動車の		備考
	受検件数	うち前検査受検件数	
計			

1. 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。
2. 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「うち前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。
3. コロナウイルス感染症の影響で休車するとしてリストアップされた事業用バス及びタクシーについては対象外とする。

別紙5_別表1

令和6年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した事業用自動車の3ヶ月点検整備実施調査(関東独自強化月間(10月))

○○運輸支局

運輸支局	ユーザー車検を受検した事業用自動車の		備考
	受検件数	うち前検査受検件数	
		直近の3ヶ月点検整備未実施件数	
計			

1. 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。
2. 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「うち前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。
3. コロナウイルス感染症の影響で休車するとしてリストアップされた事業用バス及びタクシーについては対象外とする。

別紙5_別表2

令和6年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した自家用大型貨物自動車の3ヶ月点検整備実施調査(全国統一強化月間(9月))

○○運輸支局

運輸支局	ユーザー車検を受検した自家用大型貨物自動車の		備考
	受検件数	うち前検査受検件数	
		直近の3ヶ月点検 整備未実施件数	
計			

1. 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。
2. 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。

別紙5_別表2

令和6年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した自家用大型貨物自動車の3ヶ月点検整備実施調査(関東独自強化月間(10月))

○○運輸支局

運輸支局	ユーザー車検を受検した自家用大型貨物自動車の		備考
	受検件数	うち前検査受検件数 直近の3ヶ月点検整備未実施件数	
計			

1. 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。
2. 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。

(掲示例)

前検査でユーザー車検を行う、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者の皆様方へ

検査受付時における直近の3ヶ月定期点検に
係る点検整備記録簿の提示のお願い

事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが不可欠です。また、自家用大型貨物自動車についても、事故発生時の被害の甚大さに鑑み、点検整備の確実な実施が必要です。

このため、国土交通省関東運輸局では、「自動車点検整備推進運動」の強化月間中（9月・10月）に、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、定期点検の実施状況について確認し、点検整備を推進しています。

つきましては、自動車検査インターネット予約システムのお知らせ欄等でもお知らせしておりますが、直近の3ヶ月定期点検に係る点検整備記録簿の提示へのご協力を、よろしくお願ひいたします。

国土交通省関東運輸局△△運輸支局

安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

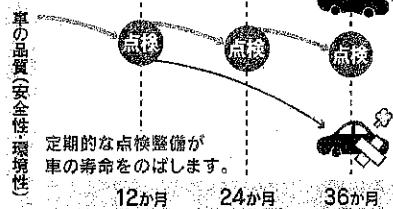
日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけではなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。

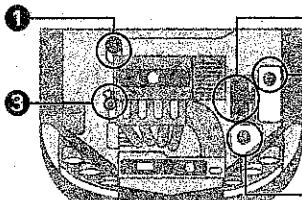
月日が経つ？（自家用乗用車）



マイカーを点検しよう！日常点検 15項目チェックシート

判定 ○ or X

日常点検 #01



①ブレーキ液の量

ブレーキ液のリザーバー/クランクを見て、液量が上限ラインと下限ラインとの間にあるかどうかを点検します。液量が下限ラインより低い場合は、安易に補充せず、早急に整備のプロに相談しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

②冷却水の量

冷却水のリザーバー/タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインとの間にあるかどうかを点検します。この冷却水が下限ラインに近いか、それより少ない場合は、上限ラインまで冷却水を補充しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

③エンジン・オイルの量

エンジンに付いているオイルレベルゲージを抜きとり、付着しているオイルを拭きとてから、ゲージをいっぱいに差し込み、再度抜きとてオイルの量を見ます。ゲージの先端についている2本のラインが、ギザギザ部分の目印の中間にオイルがあれば合格です。ゲージの下限ラインよりもオイルが下側にあるときは補充しましょう。また、汚れている場合は交換しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

④バッテリ液の量

バッテリ液の量が規定の範囲（上限と下限の間）にあるかを車両を振らすなどで点検します。

バッテリ液は腐食性が強いので、体、衣服、車体などに付着しないよう注意しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

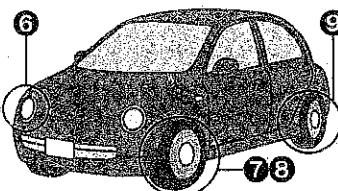
⑤ウインド・ウォッシャ液の量

ウインド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。液量が少ないと上限まで補給しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

エンジルーム 5項目

日常点検 #02



⑥ランプ類の点灯・点滅

クルマにはヘッドライト、スマートランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ウインカーなど、多くのランプが付いています。点灯・点滅の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も観察しましょう。点灯・点滅していない場合は、すみやかに交換しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

⑦タイヤの亀裂・損傷の有無

タイヤの亀裂や損傷の有無を目や手で確認するとともに、タイヤに異物が付着していないかを入念に点検します。タイヤにかみ込んだ異物はきれいに取り除きましょう。また、タイヤが片減りしている場合は要注意。整備のプロに相談しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

⑧タイヤの空気圧

タイヤの接地面のたわみ具合で見て判断しましょう。接地面のたわみ具合で判断ができない場合はタイヤゲージを使って点検しましょう。タイヤの空気圧が不足している場合は、指定空気圧まで補充しましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

⑨タイヤの溝の深さ

タイヤの溝の深さが浅いかをタイヤの接地面のスリップ・サインを目印に、チェックします。スリップ・サインは溝の深さが1.6mm以下になると、現れます。溝の深さが足りないとスリップしやすくなり、雨天走行時はとても危険です。サインが現れたら、早急にタイヤを交換しましょう。※スリップ・サインはタイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に出ます。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

クルマの周り 4項目



⑩エンジンのかかり具合・異音

エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------



⑪ウインド・ウォッシャ液の噴射状態

ウインド・ウォッシャ液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかチェックします。また、その向きや高さが適当か点検します。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------



⑫ワイパーの拭き取り能力

ワイパーを作動させ、低速および高速の作動が不良でないかを点検します。また、ウインド・ウォッシャ液がきれいに拭き取れるかを点検します。ワイパーのから拭きは、ガラスを傷つけますので、ウインド・ウォッシャ液を噴射してからワイパーを作動させましょう。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------



⑬ブレーキの踏み残りしろと効き具合

エンジンをかけて異音がないかどうか確かめたら、ブレーキペダルを強く踏み込んだとき、床板との間（踏み残りしろ）が適当かどうか確認します。踏みごたえが「いつもと違う」と感じたら要注意です。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

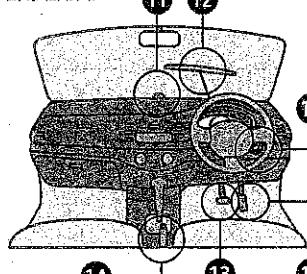


⑭駐車ブレーキの引きしろ（踏みしろ）

駐車ブレーキをいっぱいに引いた（踏んだ）ときに、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。ブレーキペダルと同様に、新車時や定期点検直後との違いを比較してください。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

日常点検 #03



運転席 6項目



⑮エンジンの低速・加速状態

エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。次に、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、スムーズに回転が上がるか、走行するなどで点検します。

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

*自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決めており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

大型車等のホイール・ナットの締め付け状態、
ホイールボルト・ナットのさびの有無等の確認の実施要領

1. 締め付け状態確認の実施方法

(1) 実施時期

原則として、自動車点検整備推進運動の強化月間（関東運輸局の独自強化月間である10月）に実施する。

(2) 実施対象車両

乗車定員30人以上の自動車及び車両総重量8トン以上の自動車。

(3) 実施方法

① 原則として、大型車等の左後輪（後前輪及び後後輪）に装着されている全てのホイール・ナットの締め付け状態について、トルク・レンチを使用して増し締め点検を行い、点検結果は別表1（点検票）に記載する。

増し締め点検は、ホイール・ナット等を一旦緩ませてから確認すること（規定トルクを超えて締め付けられていないかを確認すること）は行わない。また、ナット・キャップが装着されている等、容易にトルク・レンチを使用した増し締め点検が実施できない場合は、②、③及び④のみ実施する。

② その際、ホイールボルト・ナットにさびがあるかどうかの確認も合わせて行い、別表1に記載する。

③ 点検整備の状況等について、可能な限り運転者から聞き取りを行い、調査結果は別表2（点検整備の状況等について）に記載する。なお、運転者が点検整備の状況等を別表2に直接記入する方法でも良い。

④ 増し締め点検結果は口頭で運転者に伝えるとともに、大型車の車輪脱落事故防止のチラシ等を活用し、運転者に対して車輪脱落事故防止及び日常点検の確実な実施等の啓発を行う。また、必要に応じて、ホイール・ナットの回転を指示するインジケータを配布する。

2. 実施計画及び実施結果の報告

- ① 点検実施予定日（予備日を含む。）及び実施場所等を令和6年8月30日（金）までに整備課あて電子メールにて報告する。
- ② 別表1及び別表2について、車両毎にホチキス等で取りまとめを行い、原本を令和6年11月29日（金）までに整備課あて送付する。

3. その他

増し締め点検者、トルク・レンチ及びソケット等の必要な工具の確保等及び必要に応じて点検を安全かつ円滑に実施するための打合せを、各都県自動車整備振興会及び各都県トラック協会等の関係機関と連携して実施する。

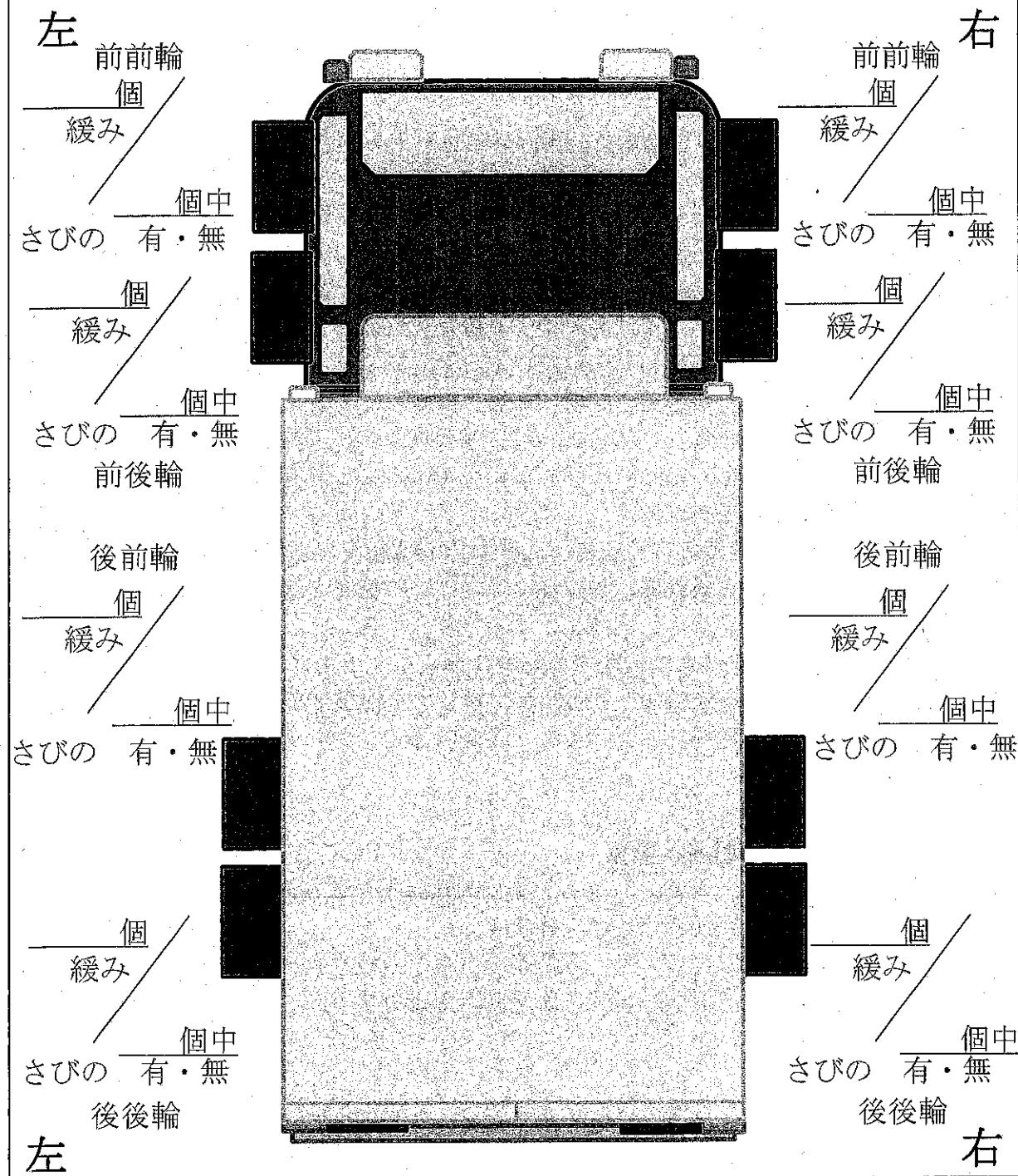
大型車等のホイール・ナットの点検票

実施日 令和 年 月 日

登録番号	車名	車両型式

点検内容

- 増し締め確認した車輪を「○」で囲み、確認したホイール・ナットの個数を記入する。
- このうち、増し締めすることができた車輪（緩んでいた車輪）は、緩んでいたホイール・ナットの個数を記入する。また、ホイールボルト・ナットのさびの有無を「○」で囲み記入する。



タイヤ交換作業や日常点検等の点検整備の状況等について

○○運輸支局

大型車の車輪脱落事故は車輪脱着作業後1ヶ月以内に依然として多く発生(特に脱落箇所は左後輪、時期は冬期に集中)している状況になっており、車輪脱落事故を防ぐためには、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等、交換後の確実な保守管理を行うことが重要になっています。

このため、以下に記載しました確認項目について、太枠の回答欄に記載された当てはまる語句を「○」で囲んで頂き、実態把握にご協力を願います。なお、この実態把握は不備等を指摘し関係法令の罰則等を課すものではありません。

確認項目	回答欄	備考
1 運行前の日常点検でホイールの取り付け状態の確認はどうのように行っていますか	トルク・レンチ(手動・電動) 点検ハンマ 目視(インジケータあり、なし) その他()	
2 タイヤ(スタッドレスタイヤ)交換はどこで実施していますか	整備工場 ディーラ タイヤショップ わからない その他()	
3 ホイールボルト・ナットのさびの有無などの確認を行われましたか?	行っている 行っていない わからない その他()	
4 タイヤ交換の際はトルク・レンチを使用していましたか	使用・未使用 わからない その他()	
5 タイヤ交換後、50~100km走行後増し締めは実施していますか	実施 未実施(知っている、知らない) わからない その他()	
6 3ヶ月点検はどこで実施していますか	整備工場 ディーラ 自社 わからない その他()	
7 これまで運転中に車輪脱落しそうになった経験はありますか	有 無	
8 大型車の車輪脱落が多く発生していることを知っていますか	知っている 知らない	
9 国交省が作成した大型車の車輪脱落事故防止対策の安全啓発ビデオ(Youtube国土交通省公式アカウント)は知っていますか	知っている (視聴した、視聴していない) 知らない	安全啓発ビデオのQRコード 

ご協力ありがとうございました。

地方運輸局の実施結果

運輸支局

1. 広報活動

①マスメディアを活用した広報

※可能な限り、当該記事の写し等、資料の添付願います。

	掲載紙・放送社等 名称	見出し、内容(概要)、 放送時間、掲載期間等	掲載・放送 ・アクセス数	掲載 依頼
新聞	<p><地元一般紙> ・(具体的紙名等を記載)</p> <p><地元スポーツ紙> ・(具体的紙名等を記載)</p> <p><業界紙> ・(具体的紙名等を記載)</p> <p><その他> ・(具体的紙名等を記載)</p>			
テレビ	<p><主要局の地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)</p> <p><その他地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)</p>			
ラジオ	・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
インターネット	・(具体的サイト名等を記載)			
広報紙他	<p><地方公共団体> ・(具体的紙名等を記載)</p> <p><業界団体等会報> ・(具体的紙名等を記載)</p> <p><その他> ・(具体的紙名等を記載)</p>			

合計: 0

注: 新聞、テレビ等により、ニュースとして報じられた事例及び広告を記載する。

掲載依頼を行った場合、「掲載依頼」欄に○印を記入する。

②電光掲示板等による広報(広報依頼を行ったもの)
 ※可能な限り、当該広報を行っているところの写真を添付願います。

依頼先	依頼先概要(どのような場所か等)、 広報内容、期間	広報回数	依頼 のみ
<Jリーグ関係> ・(具体的な会場・チーム名等等を記載)			
<プロ野球関係> ・(具体的な会場・チーム名等等を記載)			
<道路電光掲示板> ・(具体的な掲示場所名等を記載)			
<街頭電光掲示板> ・(具体的な掲示場所名等を記載)			
<その他> ・(具体的な名称等を記載)			

合計: 0

注: 電光掲示板等による広報の依頼先及びその依頼の概要等を記載する。
 広報依頼を行ったが断られてしまった場合は、その旨を「依頼先概要」欄にて明確にしたうえで、「依頼のみ」欄に○印を記入する。
 別途、広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

③その他、地方独自で行った広報活動

依頼先	場所・内容・方法	箇所数・回数

注: 広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

地方運輸局の実施結果

運輸支局

2. イベント等の開催

	イベント等の名称	開催回数	参加人数	特記事項(参加者等)
①整備相談窓口				
	合 計	0	0	
②研修・講習会				
	合 計	0	0	
③教習・講習会等				
	合 計	0	0	
④出前講座等				
	合 計	0	0	
⑤その他				
	合 計	0	0	

※⑤その他には、地方独自の催しものなどの活動を記載し、企画書及び図面等を1つの催しものにつき1部添付する。

また、地方独自の実施細目を定めている場合は、当該実施細目の写しを1部添付する。

○ 本運動に関する意見・要望